

本論

第三章 聖徳太子の原像と太子信仰の成立

第一節 聖徳太子の原像

聖徳太子は、日本の歴史上「不世出の偉人」¹²³とされるが、その根拠として第一に、推古天皇の摂政として政治に携わり、一方で冠位十二階や憲法十七条を制定して内政を整備するとともに、他方で遣隋使を派遣して外交関係を展開したこと、第二に、仏教興隆に力を尽し、多くの寺院を建立すると同時に、「三経義疏」を著したことが挙げられる。しかしこれに加えて第三の要件として、これらの事績を聖徳太子のものとして後世に伝える伝記的関心の存在を忘れてはならない。遠い過去に存在した「歴史的」人物が「偉人」として「生き続ける」ためには、その人物像をリアルに伝える伝記・伝承の存在が不可欠であって、それなしではそのような「偉人」について想起することすらかなわない。これらの伝記・伝承に媒介されることによって初めて、聖徳太子はリアルな聖者としてあらわれるるのである。

ところが、かかる伝記・伝承は必ずしも「史実」のみを伝えているわけではない。とりわけ、聖徳太子のように、その人物の死後かなりの時間を経て成立了伝記しか残されておらず¹²⁴、さらにその中において神秘的脚色の濃い伝説が散見される場合、それらを「史料」として扱う上で制約が多いことは言うまでもない。また、聖徳太子について多くの伝記が書かれているが、それらが伝える記事もしばしば矛盾を露呈しているのであって¹²⁵、近代的な批判的学問としての歴史学の観点からすれば、それらを史料として「歴史」を再構成することはほとんど不可能であろう。

しかしながら、聖徳太子について書かれた伝記はみな、聖徳太子を「歴史上の」人物と見做し、太子の生涯を「歴史」の中で語ろうとしている点で一貫している。そこに見られる「歴史」観は、近代的で世俗的な学問のそれと異なり、神秘的な伝承を排除するものではない。むしろ、それらを精力的に蒐集すること

¹²³ 坂本太郎『聖徳太子』新装版、吉川弘文館、1985年、1頁。

¹²⁴ 聖徳太子に関する伝記的史料のうち、最も古い『日本書紀』でも、太子薨去後、約百年を経ている。

¹²⁵ そもそも聖徳太子の薨去の日付すら、複数の伝承がある。

とで太子の「眞の」姿を伝えようとしている。個々の太子伝は、それぞれの伝記の特殊性を反映した「聖徳太子」のイメージを語るが、同時にそれらは、アルカイックな聖者としての太子像を追求するという姿勢においては一貫している。

聖徳太子の神格化および太子に対する信仰の萌芽は、太子の没後すぐに認められるが、その直接の起因が太子その人自身にあったことは言うまでもない。しかし、聖徳太子が生前いかなる事績を成し遂げたかについて、詳らかにすることは容易でない。その公的な業績について『日本書紀』がある程度伝えているとはいえ、そこに掲げられている功績のみのゆえに太子信仰が成立したとは考えにくい。おそらくは、太子周辺の人々、また太子創建と伝えられるいくつかの仏教寺院が中心となって太子に関する伝承を語り伝え、それらを媒介して、仏教者、往生人としての太子像が形成・追慕され、さらに太子を弥勒菩薩や救世観音に同定して崇敬の対象とするようになったと考えられる。

『日本書紀』の伝える太子伝承がすでに太子を聖者とする立場から書かれており、そこには、後に続く数多くの太子の伝記同様、いくらかの潤色が認められるとはいえ、それが伝えようとしているのはあくまでも「歴史上の」太子であって、本論文も、まずは伝承そのままに太子の生涯をその時代背景に照らして概観しておこう。

「聖徳太子」とは死後に贈られた名前であって¹²⁶、本名は厩戸皇子^{あなまべのはしひとのひめみこ}といい、敏達天皇三年（574）、用明天皇と穴穂部間人皇后の間に生まれたとされる¹²⁷。当時は、538年（欽明七年戊午）¹²⁸に仏教が公伝されて間もない時期であり、群臣は

¹²⁶ 「聖徳」は死後の諡号（おくりな）であり、『日本書紀』の中では、もっぱら「皇太子（ひつぎのみこ）」と呼ばれている。また、書紀には「聖徳太子」という成語はなく、この語の初見は天平勝宝三年に書かれた懐風藻序文あたりらしい。（家永三郎『上代佛教思想史研究』法藏館、1942年、7-8頁。）

¹²⁷ ちなみに太子の生没年については、複数の説があり、たとえば『聖徳太子伝暦』では敏達天皇元年（572）生誕とするが、『上宮聖徳太子伝補闕記』では敏達天皇三年（574）を太子生誕とする。『上宮聖徳法王帝説』も敏達三年説であり、現在ではこれが定説となっている。（坂本太郎、前掲書、19-20頁。）

¹²⁸ 『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』により、『上宮聖徳法王帝説』もそれに従う。『日本書紀』に基づいて欽明十三年（552）とする考え方もあるが、現在はその史実性が疑われている。（速見侑「佛教伝来」今泉淑夫編『日本佛教史辞典』吉川弘文館、1999年、888頁。）

崇仏派と排仏派とに分かれ、それが政治的権力闘争とも結びついて、烈しく争っていた。とりわけ蘇我氏と物部氏の対立は、敏達十四年（585）に敏達天皇が崩御すると深刻化し、即位した用明天皇が病弱だったこともあって、皇子たちも巻き込んで皇位継承の争いにまで発展し、用明二年（587）四月に用明天皇が病没した後の七月には、厩戸皇子も、血のつながりのある蘇我馬子の求めに応じて物部守屋討伐の戦に参戦した¹²⁹。

『日本書紀』の「崇峻天皇即位前紀」が伝えるところによれば、馬子の軍は守屋の軍勢の強い抵抗に遭い、退却を余儀なくされた。そのとき厩戸皇子は、白膠木の木に四天王の像を彫って髪の頂におき、「今もし我に勝ちを与えられれば、必ず護世四王のおん為に、寺塔を立てよう」と誓願し、馬子もまた、「凡そ諸天王、大神王ら、我を助け衛り、勝ちを得させ給えば、諸天と大神王のおんために、寺を建て、三宝を流通しよう」と誓いを立てた。そして改めて攻勢に転じたところ、守屋とその子を討つことができ、守屋の軍を討ち破ったという¹³⁰。

厩戸皇子の父、用明天皇が病没したあとを継いだ崇峻天皇は、馬子の影響を排除しようと密かに画策したが、それを察知した馬子は、崇峻五年（592）十月、^{やまととのあやのあたいこま} 東漢直駒¹³¹に命じて天皇を弑逆させた。そして殯^{もがり}もせずに埋葬したという¹³²。異例のかたちで崩御した崇峻天皇の後、群臣の勧めを受け入れて即位したのは、敏達天皇の皇后、豊御食炊屋姫であった¹³³。炊屋姫は用明天皇の同母の妹であり、したがって厩戸皇子の叔母にあたる。翌十二月に豊浦宮¹³⁴で即位した炊

¹²⁹ 聖徳太子の父方の祖母と母方の祖母双方が、蘇我馬子と兄弟姉妹であった。

¹³⁰ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』小学館、1996年、513頁。

¹³¹ 書紀は、乱が鎮まった後、摂津国に四天王寺が建てられたと記す。坂本太郎によれば、この記事は四天王寺の古縁起を史料にして書かれた公算が大きいという。（坂本太郎、前掲書、30頁。）

¹³² 東漢氏は六世紀後半から蘇我氏に用いられた渡来系の氏族。

¹³³ 「殯」は「あらき」とも訓み、貴人の本葬をする前に、棺に死体を納めて仮に祭ること、また、その場所を意味する。当時、天皇の薨去に際して殯も行わず埋葬してしまうのは、異例のことであった。（坂本太郎、前掲書、33頁。）

¹³⁴ 女性が正式に天皇位に就くのは初めてのことであった。神功皇后は『扶桑略記』において神功天皇と称せられるほど実質的に天皇の権能を行使したが、正式な身位は皇后のままであった。なお、この後、七世紀から八世紀にかけて、齊明、持統、元明、元正、孝謙といった女帝が相次いで誕生し、女帝の世紀とも呼ばれる。

¹³⁵ 現在の奈良県高市郡明日香村豊浦。

屋姫、すなわち推古天皇は、翌元年四月に厩戸皇子を皇太子とし、ここにいわゆる太子摂政の時代が始まる¹³⁶。推古天皇四十歳、厩戸皇子は二十歳であった。

摂政としての皇太子の事績については広く人口に膾炙している。すなわち、推古天皇十一年（603）に冠位十二階を定め、翌十二年（604）には有名な十七条憲法を制定して内政を整える一方、十五年（607）には隋に使者を遣わすなど、積極的に外交を展開する。

書紀によれば、冠位十二階は推古十一年十二月に制定され、翌十二年一月に施行されたという。すなわち、

十二月の戊辰の朔にして壬申に、始めて冠位を行ふ。大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并せて十二階、並に当色の 純あしきぬ を以ちて縫へり。……十二年の春正月の戊戌の朔に、始めて冠位を 諸臣まへつきみたち に賜ふ。各差有り。¹³⁷

『上宮聖徳法王帝説』に「五行に准じて爵位を定む」¹³⁸とあり、また『聖徳太子伝暦』にも「徳というは五行を攝む。かるが故に頭首に置く」¹³⁹とあるように、冠位十二階は、五行相生説に基づいて五行（木・火・土・金・水）に五常を配して仁・礼・信・義・智とし、さらにその上に徳を加えて、それぞれを大小に分けて十二階としたものである¹⁴⁰。またそれぞれの冠は、五行の当色、すなわち青・赤・黄・白・黒、および紫の純（太糸で織った粗製の絹布）によって区別された。

¹³⁶ ここでいう「摂政」は後の時代のそれ、例えば平安時代に藤原良房が清和天皇の、藤原基経が陽成天皇の、それぞれ摂政となった事例とは性格を異にする。後の世の摂政は幼少の天皇に代わって大権を行使したが、太子の摂政はあくまでも天皇の政治の輔弼であった。

¹³⁷ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、540-42頁。「十二月戊辰朔壬申、始行冠位。大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智、并十二階、並以当色 縫之。……十二年春正月戊戌朔、始賜冠位於諸臣。各有差。」

¹³⁸ 「上宮聖徳法王帝説」藤原猶雪編『聖徳太子全集 第二巻 聖徳太子伝（上）』復刻版、臨川書店、1988年、18頁。

¹³⁹ 『書き下し「聖徳太子伝暦』』世界聖典刊行協会、1995年、62頁。書き下し文は奥田清明による。比較対照のために、日中文化交流史研究会編『「聖徳太子伝暦」影印と研究』（桜楓社、1985年）を参照した。

¹⁴⁰ 若月義小「冠位十二階」黛弘道・武光誠編『聖徳太子事典』新人物往来社、1991年、118-19頁。

『日本書紀』によると、推古十年十月に百濟から来朝した僧觀勸が「暦本と天文・地理の書、並せて遁甲・方術の書とを貢」¹⁴¹ったとあり、これらの諸学の根底としての五行思想に太子が通じていたことは想像に難くない。すなわち太子は、冠位を新たに定めるにあたって、儒教の徳目を借りつつ、それを五行思想に融合させて五常の階位制を採用したのである¹⁴²。

儒教思想は、十七条憲法においてさらに重要な位置を占める。『日本書紀』には、推古十二年（604）四月、「皇太子、^{みづか}親ら肇めて憲法十七条を作りたまふ」¹⁴³とあり、続いて全文が載せられている¹⁴⁴。その有名な出だしが「和を以ちて貴しとし、忤ふること無きを宗とせよ」¹⁴⁵で始まるように、また第四条で「群卿百寮、礼を以ちて本とせよ。其れ民を治むるの本は、^{かなう}要す礼に在り」¹⁴⁶と戒めているごとく、「国家として君臣の義を固くし、民生を安んずる」¹⁴⁷という儒教の根本精神が、憲法全体から読み取れる。

しかし同時に、これらの倫理的訓戒の基盤は仏教思想に支えられている。すなわち、第二条に「篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。則ち四生の終帰、万國の極宗なり」¹⁴⁸とあり、あるいは第十条で「忿を絶ち瞋を棄てて、人の違ふことを怒らざれ。……我必ず聖に非ず、彼必ず愚に非ず。共に是凡夫ならくのみ」¹⁴⁹と諭す。ここには、他の条文で強調される身分の差と矛盾するような

¹⁴¹ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、539頁。

¹⁴² 坂本太郎、前掲書、78頁。もっとも冠位制が実質化するのは大化期に入ってからであり、当初はむしろ外交の場における儀礼的・象徴的側面が強かったとされる。（若月義小、前掲論、116-17頁。）

¹⁴³ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、543頁。もっとも、内容に関してこの憲法が後世の造作であるとする説も津田左右吉や田村圓澄などによって主張されているが、ここでは深く立ち入らない。

¹⁴⁴ 坂本太郎によれば、このように全文が載せられるのは、『日本書紀』の記事の一般的性質からいって、極めて異例である。（坂本太郎、前掲書、84頁。）

¹⁴⁵ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、543頁。「忤ふる」は「逆らう」の意。

¹⁴⁶ 同上、544頁。「群卿」は上級官人、「百寮」はそれ以下の中下級官人を意味する。

¹⁴⁷ 坂本太郎、前掲書、93頁。

¹⁴⁸ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、543頁。「四生」（ししょう）とは『法華經』隨喜功德品に「四生八衆生ノ卵生・胎生・湿生・化生」とあるように、生類一切を指す。（『岩波仏教辞典』岩波書店、1989年、「四生」、354頁。）

¹⁴⁹ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、547頁。「忿」も「瞋」もともに仏教用語で、怒りを表す。

仏教的平等観が看取される¹⁵⁰。太子は、儒教の道と仏教の法とを「特殊化」し、そうすることで聖なる君主制のもとでの国家的共同体の基礎の強化を目指したのである¹⁵¹。

聖徳太子は外交のセンスも秀でていたようで、当時の東アジアの状況をよく把握していた。「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや云々」¹⁵²という内容の国書を小野妹子に託して隋に遣わした推古十五年（607）は、隋と高句麗が緊張関係にあり、隋としては、対等の国交を求めてきた日本に対して高圧的な態度に取ることが躊躇される状況であった。また、太子は仏教を高麗（高句麗）の慧慈^{えいじ}に習い、儒教を百濟の覺智^{かくち}に学んでいる¹⁵³。さらに太子の側近として重要な位置を占めた秦河勝が新羅の出自であることは、当時の朝鮮半島の政治状況を考えれば、まことに衡平な外交感覚を窺わせる。

聖徳太子はまた、仏教の興隆に尽力したことでも知られるが、その政治的・外交的業績に比肩しうる事績としては、講経と製疏を挙げることができよう。

『日本書紀』が伝えるところによれば、推古十四年（606）七月、天皇は皇太子に『勝鬘經』を講じるよう命じ、皇太子は三日間で説き終えたという。同年、皇太子はまた、岡本宮において『法華經』を講じ、天皇が大変喜んで播磨国の水田百町を皇太子に下賜し、皇太子はそれを斑鳩寺に納めたという¹⁵⁴。

天平十九年（747）に法隆寺から僧綱に提出された『法隆寺資財帳』には、「法華經疏參部 各四卷、維摩經疏壱部 三卷、勝鬘經疏 壱卷、右 上宮聖徳法王御製者」とあり、これがいわゆる聖徳太子の「三經義疏」として知られている¹⁵⁵。撰述の時期は、『上宮聖徳太子伝補闕記』に、「勝鬘經疏」が己巳（推古十

¹⁵⁰ 坂本太郎はさらに、憲法が理想とする國家の君・臣・民は仏国淨土の仏・菩薩・衆生に対応しており、菩薩の利他行によって衆生が救われることを太子は想定していたのではないかと推論しているが、傾聴に値する。（坂本太郎、前掲書、94頁。）

¹⁵¹ Kitagawa, *On Understanding Japanese Religion*, p.264.

¹⁵² 『隋書』「倭國傳」に記す。なお、「倭國傳」によれば、使者を遣わしたのは「倭王、姓は阿毎、字は多利思比孤、阿輩雞彌と号す」人物であったが、家永三郎や坂本太郎などによって聖徳太子に同定されている。（菊地克美「遣隋使」黛弘道・武光誠編『聖徳太子事典』、224-32頁。）

¹⁵³ 『新編日本古典文学全集3 日本書紀②』、531頁。

¹⁵⁴ 同上、554-55頁。ただし、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（『法隆寺資財帳』）および『上宮聖徳法王帝説』は講経の年を推古六年（598）とする。（田村圓澄『飛鳥・白鳳佛教史』下、吉川弘文館、1994年、164-65頁。）

¹⁵⁵ 田村圓澄、前掲書、下、168頁。

七年＝609）から辛未（同十九年）にかけて、「維摩經疏」が壬申（推古二十年）から癸酉（同二十一年）にかけて、「法華經疏」が甲戌（推古二十二年）から乙亥（同二十三年）にかけて、製作されたとある¹⁵⁶。

太子と仏教の関係について、多くの寺院が太子創建と伝えていることは看過できない。『上宮聖德法王帝説』によると、「太子、七寺を起つ。四天^(ママ)皇寺・法隆寺・中宮寺・橘寺・蜂丘寺彼の宮と并せて川勝秦公に賜ひき・池後寺・葛木寺葛木臣に賜ひき」¹⁵⁷とある。また、思託の『上宮皇太子菩薩伝』には、太子造寺の寺として、大官寺・四天王寺・法隆寺・皇后宮¹⁵⁸・橘寺・妙安寺・般若寺を挙げ、僧三寺尼寺五合わせて八寺とする¹⁵⁹。さらに『聖徳太子伝暦』になると、四天王寺・法隆寺・元興寺・中宮寺・橘樹寺・蜂岡寺（広隆寺）・池後寺（法起寺）・葛城寺（妙安寺）・日向寺・定林寺・法興寺の十一ヶ寺の名を記している¹⁶⁰。もっとも、『上宮皇太子菩薩伝』において、総数八寺としながら実際は七寺の名しか挙げていなかつたり、『聖徳太子伝暦』では同寺であるはずの元興寺と法興寺を別々に記すなど、混乱が見られる。おそらくは、七寺説がこの伝説の原型であったろう¹⁶¹。

『日本書紀』は太子の薨去を推古天皇二十九年二月五日とするが、「法隆寺釈迦像光背銘」「天寿國繡帳銘」「法起寺塔露盤銘」『上宮聖德法王帝説』『聖徳太子伝補闕記』などいずれも例外なく三十年（622）二月二十二日とし、一致しない。しかし、まず太子の母后間人大后が崩じ、次に太子の夫人菩岐々美郎女^{ほききみのいらづめ}¹⁶²、

¹⁵⁶ 「上宮聖徳太子伝補闕記」藤原猶雪編『聖徳太子全集 第二巻 聖徳太子伝（上）』、57頁。もっとも、「三經義疏」に関しては、『日本書紀』にはまったくふれられておらず、津田左右吉、小倉豊文、田村圓澄など、「聖徳太子」信仰・鑽仰の高揚のなかで、『聖徳太子』に仮託して制作された（田村圓澄、前掲書、下、170頁。）と考える見解も少なくない。

¹⁵⁷ 「上宮聖徳法王帝説」、13頁。

¹⁵⁸ 「寺」が脱落している可能性がある。

¹⁵⁹ 「上宮皇太子菩薩伝」藤原猶雪編『聖徳太子全集 第二巻 聖徳太子伝（上）』、50-51頁。

¹⁶⁰ 「聖徳太子伝暦」同上、113頁。

¹⁶¹ 坂本太郎、前掲書、181頁。もっとも、「正確に太子の建立といえるのは四天王寺と法隆寺で、他の五箇寺はむしろ太子ゆかりの寺とみるべきであろう」（金治勇、前掲書、59頁。）と指摘する向きもある。

¹⁶² 聖徳太子には、生涯に四人の妻があったと伝えられる。すなわち、敏達天皇とその皇后豊御食炊屋姫（後の推古天皇）の娘、菟道貝鯛皇女（うじのかいたこのひめみこ）、膳臣傾子（かしわでのおみかたぶこ）の娘、菩岐々美郎女、蘇我馬子の娘、刀自古郎女（とじこのいらづめ）、そして尾張皇子の娘、位奈部橘王（いなべのたちはなのおおきみ）である。

そして最後に太子と、三人が相次いで世を去ったことは共通しており、そのことは三人が河内の磯長陵に合葬され、「三骨一廟」として今日に伝わることからも推し量られる。

第二節 聖徳太子信仰の成立——「天寿国繡帳銘」をめぐって

天寿国繡帳¹⁶³は、もとは法隆寺にあり、現在はその断片が中宮寺に残るに過ぎない¹⁶⁴。『上宮聖徳法王帝説』が載せるこの繡帳の銘文によると、推古天皇三十年（622）に聖徳太子が崩じた後、妃の橘大郎女が推古天皇に対し、太子が往生した天寿国の様子を図示したいと願い出、采女らに造らせたものである。銘文はその時の状況を次のように伝える。

時に多至波奈〔橘〕大郎女、悲哀嘆息、天皇の前に畏み白して曰く「之を啓すは恐れありと雖も、懷う心止止め難し。我が大王と母王と、期するが如く從遊す。痛酷比^{たぐいな}無し。我大王告る所、世間は虛偽、唯仏のみ是れ真なりと。其の法を玩味するに、謂えらく、我が大王は應に天寿國の中に生まれてあるべし。而れども彼の國の形は、眼に見^{かた}き所なり。惣^{ねが}わくは、図像に因りて、

尾張皇子は敏達天皇と豊御食炊屋姫の間の子であるから、菟道貝鰐皇女と位奈部橘王とは叔母と姪の関係にあたる。菟道貝鰐皇女には子がなかったが、菩岐々美郎女は四男四女を、刀自古郎女は山背大兄王を含む三男一女を、そして位奈部橘王は一男一女を、それぞれ生んでいる。菩岐々美郎女は、子供の数の多さ——太子には全部で十四人の子供がいるが、そのうち八人までが菩岐々美郎女との間の子供である——からも、また死後太子と合葬されていることからも、太子からもっとも寵愛を受けたと考えられている。（瀧音能之「聖徳太子の妻たち」黛弘道・武光誠編『聖徳太子事典』、80-84頁。）

¹⁶³ 天寿国曼荼羅繡帳とも言う。なお、この帳は、長い間その所在が不明であった。文永十年（1273）、当時、信如という比丘尼が中宮寺を再興しようとしていたが、その本願とされる穴穂部間人皇后の忌日が不明であったため、これを知ろうとして念仏を修した。その間に同行の尼発心は、法隆寺の僧がひとつの曼荼羅を持ち来り、その中に皇后の忌日が記されていると告げる夢を見た。信如はすぐにこのことを法隆寺に伝え、捜索したところ、翌十一年に夢の通り曼荼羅が発見されたという。（大橋一章『天寿国繡帳の研究』吉川弘文館、1995年、63頁。）

¹⁶⁴ この繡帳を伝える中宮寺は、太子の母穴穂部間人皇后のためにその宮を改めて寺にしたと伝えられ、そのことは『上宮皇太子菩薩伝』に「皇后宮」を挙げていることからも窺い知れる。

大王の住〔往力〕生の状さまを観む」と。¹⁶⁵

ここには、最愛の夫を失った妻の悲しみが表現されているだけでなく、夫である太子が生前、現世を超えた仏教的真理を感じていたこと、ゆえに死後は「天寿国」に往生したはずであると信じられていることが、妃の言葉を通して読み取れる。

この「天寿国」が具体的に何を指しているかについては、明治以降、弥勒の兜率天浄土、阿弥陀の極楽浄土、維摩の妙喜浄土、釈迦の靈山浄土、あるいは特定の浄土ではなく常樂の彼岸（十方浄土や神仙境）、さらに天竺国などの諸説が挙げられてきた¹⁶⁶。しかし現存しているのは断片のみであり¹⁶⁷、もっぱら「天寿国」という名称だけから解釈するしかない現状では、それを特定することは困難であろう。

もっとも本論文にとって重要なことは、太子の仏教に対する尊敬と太子が往生人であるという信仰が、太子没後直ちに、その身近な人々の間で興ったことであり、ここに百年後の『日本書紀』に顕著にあらわれる聖人太子像の端緒が窺われることである。林幹彌は、王后・王子ら太子を取り巻く人々の間で信じられていた太子の浄土往生が、太子の死後およそ一世紀の『日本書紀』完成頃までに、法隆寺などの僧侶たちから書紀の編者に至るまで、広く信仰されるに到ったと推論している¹⁶⁸。また田村圓澄は、仏教伝来より天智十年（671）まで

¹⁶⁵ 東野治之「聖徳太子関係銘文史料」石田尚豊編『聖徳太子事典』柏書房、1997年、489-90頁。「時多至 波奈大女 郎悲哀嘆 息白畏天 皇前曰啓 之雖恐懼 心難止使 我大王 与 母王如期 徒遊痛酷 无比我大 王所告世 間虛仮唯 仏是真玩 味其法謂 我大王 応 生於天寿 国之中而 彼國之形 眼所叵看 惨因圖像 欲觀大王 住〔ママ〕生之状」

¹⁶⁶ 天寿国を兜率天に比定する説は辻善之助、重松明久らによって、無量寿国すなわち極楽浄土と見なす説は家永三郎、常盤大定らによって、妙喜浄土とする説は大矢透と青木茂作によって、靈山浄土説は大屋徳城によって、漠然と理想境とみる説は橋本凝胤、会田範治らによって、さらに神仙思想の影響を重視する考えは望月信成、下店静市、林幹彌によって、それぞれ唱えられた。これら諸説を詳細に検討した大橋一章は、現状では無量寿国説と兜率天説の二説が有力であり、特に前者がより有力であると結論付けている。（大橋一章、前掲書、125-40頁。）

¹⁶⁷ 当初約5メートル角であったとされるが、現在は88.8センチ×82.7センチの大きさに縮り合わされている。（『岩波仏教辞典』、「天寿国繡帳」、592頁。）

¹⁶⁸ 林幹彌『太子信仰』評論社、1981年、25頁。田中嗣人は、太子の浄土往生の考えが直ちに太子信仰と結びつくかどうか検討の余地があるとしながらも、概ね林幹彌のこの説を受け入れている。（田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』吉川弘文館、1983年、153頁。）

を飛鳥時代、天武元年（672）から和銅二年（709）までを白鳳時代に区分した上で、飛鳥時代の仏教が「氏族仏教」の段階であったのに対し、白鳳時代のそれは、「国家仏教」の段階であること、また、「私的・身内的」な「厩戸王」信仰が、「公的・国家的」な「聖徳太子」信仰に転換するのも、この白鳳時代においてであることを論じている¹⁶⁹。

したがって次に、この時代の宗教的・政治的状況を概観しつつ、この太子信仰の転換について考察したい。

第三節 飛鳥・白鳳時代の宗教的・政治的状況

厩戸王＝聖徳太子（574-622）の時代は、仏教・儒教をはじめ、芸術や学問などの大陸文化が興隆し、いわゆる飛鳥時代の最盛期にあった。聖徳太子が摄政となった推古元年（593）には難波の四天王寺¹⁷⁰が、同十五年（607）には法隆寺が、それぞれ創建されるなど、仏教寺院が次々に建立され、また、同三年（595）には前述の慧慈が高句麗から、慧聰が百濟から、それぞれ来日して、法興寺（飛鳥寺）¹⁷¹において仏教を広めた。

仏教が「土着化」するにあたって大きな意義があったのは、同二年（594）の「三宝興隆」の詔である。欽明天皇の時代以降、限定的にしか認められてこなかった奉仏を、倭に住まうすべての人に対して承認することは、倭における仏教受容の全面的認可を意味していた。ここにおいて仏=他国神（蕃神ないし客神）は、神=国神と同一の資格を与えられたのであり、これ以後、「他国神」と「国神」の名称に代わって、「仏」と「神」の名称が用いられることになる¹⁷²。そしてこのことは、「仏」が「神」とは異質の存在であるということが公

¹⁶⁹ 田村圓澄、前掲書、上、序、4-5 頁。田村は同書下巻において、この白鳳時代に、皇祖神であり、また日本の国土と人民の統合の根元とされる天照大神の觀念および天皇=現人神思想が出現していることを指摘しているが、きわめて注目に値する。

¹⁷⁰ もっとも「四天王寺」という名称は後のもので、当初は荒陵寺と呼ばれていた。

¹⁷¹ ちなみにこの法興寺は、蘇我馬子が物部氏に対する戦勝を祈願して建立したものであると伝える。崇峻元年（588）に造営を開始し、推古四年（596）に完成した。聖徳太子が創建したとされる法隆寺とともに「仏法興隆」の「興」と「隆」を分け合っていることが注目される。

¹⁷² 田村圓澄、前掲書、上、122-23 頁。

式に確認されたことも含んでいる点で、日本の宗教史上、画期的な意味を有していた。

一方、政治的・外交的には、推古十一年（603）に冠位十二階が、翌十二年（604）には十七条憲法が¹⁷³、それぞれ制定されて律令制の基盤が整えられ、隋¹⁷⁴や唐¹⁷⁵との交通も盛んに行なわれた。田村圓澄は、書紀の仏教関係記事の筆録に大安寺の道慈が関係していたと推定しているが、その道慈自身も、太子が開いたルートによって唐に留学したのである。したがって、「『書紀』の聖徳太子像には、唐や新羅の外国に対して、日本を代表した偉大な先人讚仰の念が反映している。というよりは、聖徳太子は政治・外交・文化の卓越した大物として、八世紀の人々の心に強く生きつづけていたのである」¹⁷⁶という田村の指摘は、正鵠を得ていると考えて差し支えないだろう¹⁷⁷。

むろん、日本仏教の草創期にあたる飛鳥仏教は、主として渡来僧および渡来系氏族出身の僧を中心として展開していたことは間違いない。その当時の多くの寺は、渡来系を中心とした豪族たちの、いわゆる「私寺」、「氏寺」であった¹⁷⁸。稻垣晋也によれば、飛鳥時代の造営と見られる寺院数は、62を数えるという¹⁷⁹。

¹⁷³ ただし、十七条憲法太子真撰説には賛否両論があつて未だに決着がついていない。（田中嗣人、前掲書、116-20頁。）

¹⁷⁴ 北周の武将、楊堅（文帝）が樹立し、589年には陳を併せて南北を統一して中央集権的帝国を樹立した。わずか三世で滅んだが、律令・科挙などの諸制度は唐制の基礎となり、日本の律令制の基盤ともなった。都は大興（長安）。（581～619）

¹⁷⁵ 618年に、唐國公の李淵（高祖）が建てた。隋の制度を受けて均田制・租庸調・府兵制に基礎を置く律令制度が整備され、政治・文化が一大発展を遂げた。都は長安。（618～907）

¹⁷⁶ 田村圓澄「日本書紀・上宮聖徳法王帝説・聖徳太子伝暦 解題」、23頁。

¹⁷⁷ 田村は、少なくとも聖徳太子の時代には、隋の影響よりも朝鮮半島の影響の方が重要であることを指摘して、次のように述べている。

聖徳太子時代の外来文化、すなわち学問・仏教・芸術などは、その源流が中国にあつたのは当然であるとしても、直接に、朝鮮半島三国の指導・影響を受けている。そしてこれは、聖徳太子に限られたことではなく、太子の時代とその文化全般についても妥当するのである。隋との直接交渉を開いたのは聖徳太子であったが、しかし太子とその時代の文化に、隋の直接の影響を見ようとするのは非歴史的といわねばならない。聖徳太子とその時代の文化は、朝鮮半島の三国の枠を出るものではなかったからである。（田村圓澄「百濟・新羅仏教と飛鳥仏教——聖徳太子研究の問題点——」田村圓澄・川岸宏教編『日本佛教史論集 第一巻 聖徳太子と飛鳥佛教』吉川弘文館、1985年、48頁。）

¹⁷⁸ 田村圓澄『飛鳥・白鳳佛教史』上、175頁。

¹⁷⁹ 稲垣晋也「考古学から見た初期寺院の造営——畿内を中心として——」『東洋学術研究』

さらに天武・持統期の白鳳時代になると、500 以上の寺が各地に建立されていた。寺が増えるにつれて、僧尼の数も増大する。とりわけ、672 年の壬申の乱以後、律令を整え、藤原京・平城京を整備して律令制国家を確固たるものにしたい朝廷としては、これらの新勢力をうまく統制することは急務であった。

この統制は、大きく分けて三つの側面で遂行された。第一に人的なレベル、第二に制度的なレベル、そして第三に象徴的なレベルである。第一の側面に関しては、「僧尼令」によって僧尼は国家によって管理されるようになり、第二の側面として、単発的な官寺の造営に加え、聖武天皇の時代には、全国に国分寺・国分尼寺が造られた。

第三の側面が、「聖徳太子」である。飛鳥・白鳳時代に続く奈良時代初期に成立する書紀において、「聖徳太子」＝「法王」のイメージが國の正史の中に取り入れられたことは、すでに人的・制度的に國家の管理下におかれていた日本全土の寺と僧尼とが、太子を「教主」として、新しい宗教的・政治的秩序のなかに組み込まれたことを意味する¹⁸⁰。

これらの側面を、歴史的にも、また構造的にも提示しているのが、法隆寺である。推古十五年（607）ころ創建されたとされる法隆寺は、もともと上宮王家の私寺であったとされる¹⁸¹。この寺は、天智九年（670）に焼失してしまったが、和銅元年（708）ころ、すなわち平城京遷都直前に再建される。ここで、法隆寺再建の時期が律令国家形成期と重なっていることは注目に価しよう。平城遷都によって、渡来人の多くがまず上陸する難波と平城京とを結ぶルートは、国際的な道路としての重要性を帯びるのであるが、法隆寺はその道路に面して再興された。新しい法隆寺は、聖徳太子の故事にちなんで学問研鑽の道場と目され、八世紀中には、ほぼ現在に伝わる伽藍が完成した。このことは、再建された法隆寺が、もはや私寺としてではなく、新羅や唐の仏教に対して日本の仏教の存在を誇示するものとして、すなわち特定氏族の「氏寺」ではなく「国家仏教」を体現するものとして、新たに性格付けられたことを意味する。以前の「氏寺」としての法隆寺を「元」法隆寺、「国家仏教」の寺として再興された法隆寺を「新」法隆寺と呼ぶならば、それらと聖徳太子の関わりは、「元」法隆寺が聖徳太子を

18 卷 3 号、1979 年。

¹⁸⁰ 田村圓澄『聖徳太子』、172 頁。

¹⁸¹ 田村圓澄『聖徳太子』中央公論社、1964 年、93 頁。

施主としていたのに対し、「新」法隆寺においては逆に、聖徳太子が供養を受ける側に立っている点で、著しい対称を見せてている。ここにおいて「聖徳太子」は、日本仏教の「内的」な統一を宗教的・政治的に創出する「日本の釈尊」としての象徴的意味を付与されるのである¹⁸²。

国家仏教の中心的シンボルとしての意味を獲得した「聖徳太子」に対し、厩戸王自身の仏教は、あくまでも個人の自覚を第一の目標とする仏教であつたらしい¹⁸³。しかし、厩戸王当時の東アジアをめぐる情勢は、562年に任那の日本府が新羅に滅ぼされ、また589年に中国を統一した隋が早くも618年には滅ぶなど、「日本」をめぐる政治的・軍事的状況は、予断を許さないものであった。それに対し、594年の佛教興隆の詔を境に、急速に国家宗教化していった仏教ではあるが、厩戸王の存命中は、仏教は今だ国家仏教としての地位を確立していなかった。仏教が護国仏教としての特色を鮮明にするのは、太子逝去後、659年に百済と新羅が戦い、翌年七月には唐・新羅軍が百済に侵入し、663年の白村江の戦で日本・百済連合軍が唐・新羅軍に大敗して百済が滅亡するなど、朝鮮半島の政治情勢がますます緊迫の度合いを増してからであった¹⁸⁴。

かかる歴史的状況において、「日本の釈尊＝聖徳太子」のイメージを内外に示すにあたって『日本書紀』が果たした宗教的・政治的役割は、けっして過小評価されてはならない。『法隆寺縁起』や『法王帝説』によれば、厩戸王は七寺を

¹⁸² もっとも、田村に拠れば、飛鳥仏教の連續として「国家仏教」が現われたのではない。すなわち、唐で学んだ學問僧によって「国家仏教」が導入される以前に、新羅仏教の流れを引く半跏像＝救世者の私的な信仰があり、さらにそれが「厩戸王」＝「聖徳太子」に結びつくことで、最終的に日本の「国家仏教」の基盤が確立したという。（田村圓澄「聖徳太子」、172-73頁。）また、中村元は、諸部族の政治的・軍事的対立の時代から、普遍的統一国家へと移行する過程において、共同体の原理としての「和」を強調する聖徳太子が現れたとする視点を設定し、インドのアショーカ王、チベットのソンツェンガンポ王、ビルマのアナウラーター王、カンボジアのジャヤヴァルマン7世、隋の文帝などに比定している。

（中村元「普遍的国家の理想——聖徳太子の世界思想史的考察——」『日本仏教』第一号、1958年、後に、田村圓澄・川岸宏教編『日本仏教史論集 第一巻 聖徳太子と飛鳥仏教』（吉川弘文館、1985年）に所収。および、『中村元選集〔決定版〕別巻6 聖徳太子』春秋社、1998年、とくに第三章4。）

¹⁸³ 田村圓澄「百済・新羅仏教と飛鳥仏教——聖徳太子研究の問題点——」、51頁。

¹⁸⁴ 同上、52-53頁。

建立したとされるが¹⁸⁵、その死の直後から、彼に対する私的・氏族的な信仰が芽生えていた。しかしそれらは、あくまでも私的なものであった。それに対して、歴史編纂において聖徳太子を「聖」化することで国家的な「聖者」の位置にまで高めるのにもっとも貢献したのが、書紀の太子関連記事である¹⁸⁶。

次に、章を改めてそれらの記事を詳細に検討したい。

¹⁸⁵ 建長（1249-56）ごろに書かれた『聖徳太子伝私記』によれば、「四十六個寺院」に増えている。

¹⁸⁶ ここで、『日本書紀』の第一の性格が国の正史であったということを、改めて想い起こしたい。